

改正前

第1 趣旨

知事は、県内の宿泊施設における新型コロナウイルス感染防止対策を強化するため、宿泊施設感染防止対策強化事業を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) (略)

(2) この要綱において「認証宿泊事業者」とは、ふじのくに安全・安心認証（宿泊施設）制度実施要綱（令和3年6月25日施行）（以下、「認証制度」という。）に基づき、認証された施設の宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。）又は認証される見込みのある施設の宿泊事業者をいう。

(3) この要綱において「遡及適用日」とは、「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日観観振第26号）」別紙4の補助対象経費の遡及適用日をいう。

第3～第8 (略)

第9 概算払の請求手続

補助対象経費のうち設備改修に要する経費に限り、概算払いできるものとし、提出書類は次のとおりとする。

(1) 概算払請求書（様式第7号）

(2) 資金状況調べ（様式第4号）

第10 (略)

附 則 (略)

対 照 表

改正後

第1 趣旨

知事は、県内の宿泊施設における新型コロナウイルス感染防止対策強化及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う新たな需要の取込のため、宿泊施設感染防止対策強化事業、新たな需要に対応するための取組事業又はその両方を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) (略)

(2) この要綱において「新たな需要に対応するための取組事業」とは、認証宿泊事業者が新型コロナウイルス感染症によるライフスタイルの変化や旅行者の行動変容を踏まえ、マイクロツーリズム等の新たな観光需要を取り込むための事業をいう。

(3) この要綱において「認証宿泊事業者」とは、ふじのくに安全・安心認証（宿泊施設）制度実施要綱（令和3年6月25日施行）（以下、「認証制度」という。）に基づき、認証された施設の宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下同じ。）又は認証される見込みのある施設の宿泊事業者をいう。

(4) この要綱において「遡及適用日」とは、「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日観観振第26号）」別紙4の補助対象経費の遡及適用日をいう。

第3～第8 (略)

第9 概算払の請求手続

別表に定める補助対象経費のうち、(1) 宿泊施設感染防止対策強化事業「機器等購入」に区分される経費を除き、概算払いできるものとし、提出書類は次のとおりとする。

(1) 概算払請求書（様式第7号）

(2) 資金状況調べ（様式第4号）

第10 (略)

附 則 (略)

改正前

別表 宿泊施設感染防止対策強化事業における補助の対象及び補助率

区分	機器等購入	設備改修	
補助の対象	遡及適用日以降に、機器等購入に要した経費のうち、消耗品費、備品購入費、その他事業の実施に必要と知事が認める経費	遡及適用日以降に、設備改修に要した経費のうち、工事費、その他事業の実施に必要と知事が認める経費	
補助率	上記のうち、遡及適用日以降に契約し、令和4年3月10日までに納品及び支払いが完了した経費	上記のうち、遡及適用日から令和3年5月19日までに契約し、令和4年3月10日までに工事及び支払いが完了した経費	上記のうち、令和3年5月20日以降に契約し、令和4年3月10日までに工事及び支払いが完了した経費
	補助対象事業費の10分の10以内とする。	補助対象事業費の2分の1以内とする。	補助対象事業費の4分の3以内とする。
補助対象事業費の上限額	50万円/施設	1,000万円/施設	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・機器等購入及び設備改修は併せて行うことができることとする。ただし、合計の補助対象事業費の上限額は1,000万円とする。 ・<u>ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度促進事業費補助金交付要綱（令和3年6月30日付け施行）の第3（1）における「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」の認証を取得した施設又は認証される見込みのある施設における経費は、補助対象外とする。</u> 		

対 照 表

改正後

別表 補助の対象及び補助率

(1) 宿泊施設感染防止対策強化事業

区分	機器等購入	設備改修	
補助の対象	遡及適用日以降に、機器等購入に要した経費のうち、消耗品費、備品購入費、その他事業の実施に必要と知事が認める経費	遡及適用日以降に、設備改修に要した経費のうち、工事費、その他事業の実施に必要と知事が認める経費	
補助率	上記のうち、遡及適用日以降に契約し、令和4年3月10日までに納品及び支払いが完了した経費	上記のうち、遡及適用日から令和3年5月19日までに契約し、令和4年3月10日までに工事及び支払いが完了した経費	上記のうち、令和3年5月20日以降に契約し、令和4年3月10日までに工事及び支払いが完了した経費
	補助対象事業費の10分の10以内とする。	補助対象事業費の2分の1以内とする。	補助対象事業費の4分の3以内とする。
補助対象事業費の上限額	50万円/施設	1,000万円/施設	
備考	機器等購入及び設備改修は併せて行うことができることとする。ただし、合計の補助対象事業費の上限額は1,000万円とする。		

(2) 新たな需要に対応するための取組事業

補助の対象	遡及適用日以降に、新たな需要に対応するための取組に要した経費のうち、消耗品費、備品購入費、工事費、その他事業の実施に必要と知事が認める経費		
補助率	上記のうち、遡及適用日から令和3年8月15日までに契約し、令和4年3月10日までに工事及び支払いが完了した経費	上記のうち、令和3年8月16日以降に契約し、令和4年3月10日までに工事及び支払いが完了した経費	
	補助対象事業費の2分の1以内とする。	補助対象事業費の3分の2以内とする。	
補助対象事業費の上限額	1,000万円/施設		
備考	補助金として算出された額に10,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。		

※(1)及び(2)は併せて行うことができることとする。ただし、合計の補助対象事業費の上限額は1,000万円とする。

※ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度促進事業費補助金交付要綱(令和3年6月30日付け施行)の第3(1)における「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度」の認証を取得した施設又は認証される見込みのある施設における経費は、補助対象外とする。

改正前

様式第1号 (略)

様式第2号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

事業計画書 (変更事業計画書)

1 事業の内容

事業主体名	
事業計画内容	

2 経費の内訳

区分 (対象期間)	補助対象事業費	補助金
機器等購入 (遡及適用日 [*] 以降)	_____円 (最高 50 万円)	_____円 (補助率 10/10、最高 50 万円)
設備 改修	(令和3年5月20日以降)	_____円 (最高 1,000 万円)
	(遡及適用日 [*] から令和3年5月19日まで)	_____円 (最高 1,000 万円)
	小計	_____円 (最高 750 万円)
合計	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (最高 762.5 万円)

^{*}遡及適用日は令和2年5月14日

3 事業完了予定年月日 _____年 ____月 ____日

(注1) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

(注2) 補助対象の内容、購入先、金額及び消費税額がわかる見積書を添付すること

対 照 表

改正後

様式第1号 (略)

様式第2号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

事業計画書 (変更事業計画書)

1 事業の内容

事業主体名	
事業計画内容	

2 経費の内訳

	区分 (対象期間)	補助対象事業費	補助金
	機器等購入 (遡及適用日*以降)	_____円 (最高 50 万円)	_____円 (補助率 10/10、最高 50 万円)
設備 改 修	(令和3年5月20日以降)	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (補助率 3/4、最高 750 万円)
	(遡及適用日*から令和3年5月19日まで)	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (補助率 1/2、最高 500 万円)
	小計	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (最高 750 万円)
新 た な 需 要 対 応	(令和3年8月16日以降)	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (補助率 2/3、最高 666 万円)
	(遡及適用日*から令和3年8月15日まで)	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (補助率 1/2、最高 500 万円)
	小計	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (最高 666 万円)
	合計	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (最高 762.5 万円)

*遡及適用日は令和2年5月14日

3 事業完了予定年月日 _____年 ____月 ____日

(注1) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

(注2) 補助対象の内容、購入先、金額及び消費税額がわかる見積書を添付すること。

改正前

様式第3号～様式第5号 (略)

様式第6号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

実績報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた宿泊施設感染防止対策強化事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

事業完了年月日		年 月 日	
事業実施内容			
経費の内訳	区分 (対象期間)	補助対象事業費	補助金
	機器等購入 (遡及適用日*以降)	_____円 (最高 50 万円)	_____円 (補助率 10/10、最高 50 万円)
	(令和3年5月20日以降)	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (補助率 3/4、最高 750 万円)
	(遡及適用日*から令和3年5月19日まで)	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (補助率 1/2、最高 500 万円)
	小計	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (最高 750 万円)
	合計	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (最高 762.5 万円)

*遡及適用日は令和2年5月14日

<関係書類>

- ・添付書類チェック表兼宣誓書
- ・添付書類チェック表で定められた書類

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第7号～様式第9号 (略)

添付書類チェック表兼宣誓書 (略)

対 照 表

改正後

様式第3号～様式第5号 (略)

様式第6号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

実績報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた宿泊施設感染防止対策強化学業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

事業完了年月日		年	月	日	
事業実施内容					
経費の内訳	区分 (対象期間)	補助対象事業費	補助金		
	機器等購入 (遡及適用日*以降)	_____円 (最高 50 万円)	_____円 (補助率 10/10、最高 50 万円)		
	設備 改修	(令和3年5月20日以降)	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (補助率 3/4、最高 750 万円)	
		(遡及適用日*から令和3年5月19日まで)	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (補助率 1/2、最高 500 万円)	
		小計	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (最高 750 万円)	
	新たな 需要 対応	(令和3年8月16日以降)	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (補助率 2/3、最高 666 万円)	
		(遡及適用日*から令和3年8月15日まで)	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (補助率 1/2、最高 500 万円)	
		小計	_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (最高 666 万円)	
	合計		_____円 (最高 1,000 万円)	_____円 (最高 762.5 万円)	

*遡及適用日は令和2年5月14日

<関係書類>

- ・添付書類チェック表兼宣誓書
- ・添付書類チェック表で定められた書類

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第7号～様式第9号 (略)

添付書類チェック表兼宣誓書 (略)

改正前

宿泊施設感染防止対策強化事業費補助金実施要領

第1 (略)

第2 宿泊施設感染防止対策強化事業

宿泊施設感染防止対策強化事業とは、要綱第2(1)に規定する事業とする。

第3 補助対象事業者

(1) 補助対象事業者は、要綱第2(2)に規定する事業者とする。

(2) (略)

第4 補助対象経費

(1) 補助対象経費は、要綱第3に掲げる宿泊施設感染防止対策強化事業の実施に要する経費とする。

(2)～(4) (略)

附則 (略)

対 照 表

改正後

宿泊施設感染防止対策強化事業費補助金実施要領

第1 (略)

第2 定義

(1) 宿泊施設感染防止対策強化事業とは、要綱第2(1)に規定する事業とする。

(2) 新たな需要に対応するための取組事業とは、要綱第2(2)に規定する事業とする。

第3 補助対象事業者

(1) 補助対象事業者は、要綱第2(3)に規定する事業者とする。

(2) (略)

第4 補助対象経費

(1) 補助対象経費は、要綱第3に掲げる宿泊施設感染防止対策強化事業並びに新たな需要に対応するための取組事業の実施に要する経費とする。

(2)～(4) (略)

附則 (略)